

調 達 公 告

鳥取県公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託

(2) 業務の内容

「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年12月15日まで

(4) 予算額

金1,158,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。
 - ア イベント・広告・企画の看板（デザインと製作）
 - イ イベント・広告・企画の広告・広報
 - ウ イベント・広告・企画のデザイン企画
- (3) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書（以下「提案書」という。）の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

3 評価方法

「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）による。

4 選定方法

3により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。

5 参加申込及び提案書の提出

(1) 参加申込

ア 提出書類

「とっとり弥生の王国」PR資材デザイン作成業務委託プロポーザル参加申込書（様式第1号）1部

イ 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによること。

なお、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

ウ 提出期間及び時間

令和7年9月12日(金)から同年10月6日(月)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

エ 提出先場所

6(1)の場所に同じ。

(2) 質問

ア 質問がある場合には、質問内容を明確に記載し(様式自由)、6(1)の場所に令和7年9月24日(水)午後5時15分までにファクシミリ又は電子メールで質問すること。

イ 質問とその回答は、インターネットのとりネット鳥取県地域社会振興部文化財局とっとり弥生の王国推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/yayoi-suishin/>)に同月30日(火)までに掲載する。

(3) 提案書等の提出

ア 提出書類(A4版(必要に応じてA3版も可)とし、枚数・様式は自由とする。)

(ア) 仕様書に基づいた具体案

(イ) 会社概要及び事業実績(様式第2号)

(ウ) 見積書

イ 提出部数

正本1部、副本7部

ウ 提出方法

持参又は郵送(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。)

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

エ 提出期間及び時間

令和7年9月12日(金)から同年10月10日(金)までの間(日曜日、土曜日及び休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年10月10日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

オ 提出場所

6(1)の場所に同じ。

6 手続き等

(1) プロポーザルの参加に関する書類提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県地域社会振興部文化財局とっとり弥生の王国推進課

電話 0857-26-7932

ファクシミリ 0857-26-8128

電子メール tottori-yayoi@pref.tottori.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書等は、令和7年9月12日(金)から同年10月6日(月)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/yayoi-suishin/>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年9月12日(金)から同年10月6日(月)までの日(日曜日、土曜日及び休日等を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

6(1)の場所に同じ。

7 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時 令和7年10月27日(月) 午後2時から
- (2) 場所 鳥取県庁第2庁舎4階第32会議室(鳥取市東町1丁目271番地)
- (3) その他
 - ア 開催日時、集合時間及び会議室等は、別途通知する。
 - イ プレゼンテーションは一提案につき、10分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を10分間設ける。

8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) 提案書の無効

- ア 2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。
- イ プレゼンテーションに参加しない提案者の提案書等は無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

- ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。
- イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- エ 提案者は、県に対し、成果品に関する著作者人格権(公表権、同一保持権、氏名表示権)を一切行使せず、また、第三者がかかる権利を行使しないよう提案者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。
- オ 提案者は、所有権及び著作権を次の(ア)(イ)に従って処理する。
 - (ア) 成果品は他者の所有権を侵すものでないこと。
 - (イ) 委託業務に関する所有権は、全て県に帰属すること。ただし、提案者が従来から権利を有していた提案者固有の知識、技術に関する権利(以下「権利留保物」という。)は、提案者に留保され、この場合、県は権利留保物を非独占的に使用できる。
- カ 成果品が第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他提案者の責めに期する事由により原著作物の著作者等と県との間に紛争が生じた場合、これによって生じる一切の責任は、提案者が負う。

(4) 提案書等の取扱い

提案書等は、原則として返却しない。

なお、県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条令第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(5) 暴力団の排除

提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。

なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)

であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（提案者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、提案者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(6) 情報公開の取扱い

提案者は、提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出するものとする。

(7) その他

ア 審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

イ この公告に定めるもののほか、この公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。